

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPM に対する課税情報目的外利用要件の緩和

提案団体

尼崎市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたいが、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第 22 条、地方公務員法第 34 条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。

他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPM のための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第 22 条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。

【制度改正の必要性】

代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

本市では、EBPM を推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国の EBPM 推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。

【懸念・解消策】

懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。

根拠法令等

地方税法第 22 条(秘密漏えいに関する罪)
地方公務員法 34 条(秘密を守る義務)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市

○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考えます。

○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。

○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。

○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

46

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設

提案団体

徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。

具体的な支障事例

テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島発政策提言において要望する中、昨年文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方への新しいひとの流れをつくり、教育における地方創生の実現につながる。

根拠法令等

学校教育法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、塩尻市、南伊豆町、松茂町

○区域外就学制度を利用しやすいものにするためにも教育現場の負担軽減を図っていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。

具体的な支障事例

認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。

これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うなどの必要がなくなり、県・市町村・事業者とも相当の事務負担が軽減される。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、横浜市、川崎市、福井県、山梨県、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、和歌山市、岡山県、徳島県、徳島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

○当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。

○当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町

村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。

○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。

○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならない事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。

これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。

○平成29年度の私立認定こども園整備事業において、繰越せざるを得ない事案が発生したが、文科省が本省繰越をした財源を活用したため、近畿財務局から「明許繰越ではなく事故繰越の事案となるが、交付決定前での発生事案であるため、事故繰越も難しい。」との見解があり、厚労省分も含めて平成30年度で再申請するよう指示があり、文科省・厚労省両省と相談し、平成29年度の補助金を取下げ、平成30年度での再申請を行った。

このように、一方の省で繰越予算で補助決定がなされると、通常は明許繰越事案でも事故繰越事案となり、場合によっては、繰越そのものも認められない事案となっているため、制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。

○概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに對し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。

○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。

認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。

申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。

○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。

○本市においても、施設整備交付金の活用を予定しており同様の支障が出ることが懸念されている。見直しを要望する。

○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。補助手続きの際に、工事費を最小の単位から案分しなければならず、事務量が膨大となっている。

○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。

○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である

○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じて

いる。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。

○本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。

○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。

○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。

○左記事例と同様に、補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

○本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、事務が煩雑である。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。

○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にさせていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成

31年度以降も継続していただきたい。

○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。

○本県においても当該業務に関し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改革が必要だと考えている。

○同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。

また、それぞれで異なる取り扱いがなされるため、財産処分についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまう。

○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和

具体的な支障事例

小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。

専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は措置されない仕組みとなっていて、地域全体の英語指導力の向上が図れない。

すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項

H29.12.22 文科省初等中等教育局財務課長事務連絡

「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、青森県、仙台市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、上越市、田原市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、玉野市、徳島県、香川県、福岡県、熊本県

○新学習指導要領における小学校英語教育の授業時数増に伴い、全ての小学校において一定の英語指導力を有する教員の育成が必要。

教員定数措置上、専科で担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、学級担任とのチームティーチングにより授業を行う場合は措置されない仕組みとなっており、学級担任も含めた本市全体の小学校英語指

導力の育成を図ることが困難なため、チームティーチングも含めた多様な指導形態の場合も定数措置の対象となるよう求める。

また、専科で担当する教員については、任用に当たっての要件が「中高英語の免許所有者であること」のほか、「CEFR B2以上(英検準1級程度等)の資格所有者」であること等、基準が高く、人材集めに苦労しているため、要件の緩和を求める。

○現行では、専科教員が単独で授業を実施することが、要件となっているが、広域分散型で小規模校の多い当団体においては、単独で週24コマ実施することや、複数校兼務することが困難な状況である。また、小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が期待される中、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要があるが、現行の要件では、専科教員が学級担任をサポートし、英語指導力の向上を図る仕組みではないことから、配置要件の緩和を求めます。

○平成30年度、本市内の英語専科教員は1名配属されたのみである。また、市内には50校の小学校があるが、中学校の英語の教員免許(専修、1種、2種)を所持している小学校在籍の教職員は30名に満たないのが現状である。

そのため、外国語及び「外国語活動を推進できる教諭のない学校がほとんどであり、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。各校の小学校校長からも現場の混乱や大変さが教育委員会に報告されている。

○小学校における英語の教科化に伴い、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。町教育委員会においても、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の適正な配置が必要と考える。

○多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えているため、専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上する。本市では小規模校が多いため、専科指導教員が24時間授業を行うためには、3～5校兼務する必要があるため専科教員の負担が大きく、専科指導教員が確保できなくなる。

○本市のような小規模化が進む自治体では、英語の専科加配の配置要件を満たす小学校は無く、今年度も2校掛け持ちでやっと要件をクリアした状態である。今後は、それも非常に苦しい実態があるため、英語専科加配は見込めなくなる。そうした小規模化が進む学校に対しても、小学校英語教育の充実を図ることができる施策にしていきたい。

○英語専科は、チーム・ティーチングでの活用ができないため、学級担任の指導力の向上につながらない。

○本市においては、英語に関して専科教員が未配置であるが、専科教員の配置要件が緩和されれば、活用の充実が図られ、学級担任のみならず、児童との望ましい関係性が構成されやすいと思われる。その関係性が英語力の指導力向上につながると予想される。

○本県においても、小学校の英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。

このため、英語力・指導力の高い中核となる教員を育成し、全小学校に配置するとともに、その教員を巡回指導する教員の配置をすることで推進体制を整備している。しかし、巡回指導する教員は、国の専科指導教員の対象外となっているため、専科指導教員の配置要件の緩和により、配置を拡充することができる。

また、専科指導教員の加配定数は、すべての小学校に配置されるわけではなく、特に、小規模校が多い地域については授業時間分しか加配措置の対象ではないことで、今後、配置が困難になることが懸念される。学校の規模に関わらず専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。

○本県では、平成27年度から29年度までの3年間、文部科学省指定「外国語教育強化地域拠点事業」を行う中で、英語専科の加配教員が学級担任をサポートする形で授業に入っていた、その結果、学級担任一人ひとりの指導力が向上し、児童の学習意欲や学力においても成果が見られた。また、担任からも指導力を向上すると同時に、負担軽減になったという声も上がっている。英語専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。

○英語専科指導教員の配置要件が厳しいため、多くの小学校では学級担任が英語の授業を行っている現状がある。

そのため学級担任の英語指導力の向上が急務であるが、専科指導を行う加配教員は、教員定数措置上、専科指導を行う授業分しか算定されず、チームティーチングや学級担任をサポートする時間をとることができないため、専科指導教員を活用した学級担任の英語指導力の向上が図れないことが課題である。

また、英語専科教員の資格要件が厳しく、専科教員の確保自体が困難でもある。

○専科指導教員の専門性に係る要件が厳しく、担える教員が限られている現状。特別免許状制度の活用など検討しているが、国の中央研修受講者等、高い指導力を有し地域の英語教育リーダーとして活躍している教員が専科指導を担えるように配置要件を緩和することで質の高い英語教育の実施につながる。

また、国は専科指導の体制をどこまで拡大するのか、これまで示してきた担任が指導する方針との関連をどうす

るのか早急に示すべき。例えば、市町村では、国の専科指導を進めた場合、担任が授業する経験(参観も)がなくなり、指導力向上の機会が減少することとなる。そのため、専科指導の活用を躊躇している状況も見られる。

○英語専科指導教員は単独指導のみが認められているが、複数の学校を兼務している専科教員もあり、児童生徒との接点が英語の授業としての週1時間程度しかない中で、専科教員1名で児童生徒の成績評価をしているのは厳しいと考える。

また、学級担任が外国語の指導をするにあたり、指導力の向上が今後の課題である中で、高い専門性を有する専科教員とチームティーチングを行うことで、指導力の向上が図れると考える。

○英語専科指導教員の授業時数(1週間当たり24コマ)が決められているため、配置が困難で、複数の小学校を兼務している事例が生じている。授業時数の制限を撤廃するか、各都道府県の政策や実態に応じた弾力的な運用を認めていただきたい。

○教員定数算定の上で必要な時数を満たすため、複数校で指導を行っており、専科教員が多忙を極めている。

専科教員が学級担任とともにチーム・ティーチングを行う場合は、教員定数算定上は対象外となることから、必要な時数を満たすためにチーム・ティーチングは行っていない。このため、特に児童理解が求められる年度初めの指導に支障を来している。

専科指導教員が学級担任をサポートしたり、学級担任とチーム・ティーチングを児童の状況等に応じてできるようにすることで、専科教員と学校担任の指導力が向上するとともに、英語に関する指導力が向上し、小学校における英語教育の質を高めることができる。

以上のことから、教員定数算定上の必要時数を緩和していただきたい。

○本県では、特に山間部等の地域において専科指導教員の配置要件を満たす人材がおらず、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。

専科指導教員の授業時間の算定が見直され、近隣の学校訪問が可能になれば、地域全体の英語指導力の向上及び英語教育の質の確保に繋がる。

○小規模校が多い本県では、1校のみで24コマを指導することは難しく、配置校が限定される。また、兼務をする場合でも学校間の距離が長く、専科教員の負担となっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。

具体的な支障事例

【現状】

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。

【支障事例】

職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【行政の効率化】

支給金額の確認に係る事務作業がなくなり、事務負担が大きく減る。

【住民の利便性の向上】

用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減る。また、手続の煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給されるようになり、より法の趣旨に対応した制度となる。

根拠法令等

- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条
- ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱
- ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、八戸市、福島県、所沢市、川崎市、平塚市、山梨県、多治見市、静岡県、浜松市、田原市、京都府、大阪府、泉大津市、島根県、玉野市、広島県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市

○ネットショッピングやポイント(割引)制度等で実費の確認が複雑になっており、定額支給にすることにより保護

者・職員の負担を減らすことができる。

○【現状・支障事例】

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。

また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(集金袋や領収書、学年だより等)を添付して提出を求めている。

職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。

また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。

○【現状】

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舍居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシート等の提出を求めており、各学校の担当者が内容を確認のうえ、本道への請求額を決定し、その後事務局職員が同じ書類を確認し、請求額が正当なものであるかを審査し、支給額を決定している。

【支障事例】

当団体では、71校の幼児児童生徒約5,500人(平成29年度実績)を対象に特別支援教育就学奨励費の支給を行っており、その事務量は膨大である。

当団体の広域性から学校から遠方に居住している保護者も多く、学校へのレシート等の提出が負担に感じている保護者も少なくない。

また、近年、電子マネーやインターネットの普及に伴い、学用品等の購入方法が多様化していることから、支給対象となる品目以外に支払い方法や確認書類(レシート等)に関する保護者等からの問い合わせが増加している。

○保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。

○提案のとおり、本市でも特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出等を求めており、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額の決定をしている。そのため、レシートの内容及び金額を確認する必要があり、大きな負担となっている。

また、保護者は学用品購入時等のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。

このようなことから、当該購入費を支弁区分に応じ定額支給化することにより、事務負担の軽減につながり、また、手続きの煩雑さから未申請であった世帯にも支給が可能となる。

○学用品・通学用品、寄宿舍居住に伴う経費等は、学校生活を送る上で必ず必要となる経費であり、特別支援教育就学奨励費では、保護者が購入に要した実費を支給対象としている。

実費の確認方法は、レシート等の提出を求め、内容確認後、支給対象及び金額を決定し、支給している。

制度上、レシートの紛失などの理由により保護者が購入したことが確認できない場合は、支給することができない。

このため、保護者にはレシート等の保存及び提出が大きな負担となっており、実費の確認ができない場合は、自己負担となってしまう。

また、事前支給ができないため、新入学時に必要となる経費などは、経済的な負担も大きい。

○本市においては、学用品金額の確認・確定処理は各学校に処理を依頼しておりますが、学用品の金額の確認および確定作業は煩雑であり、教員の負担にもつながっている現状があります。

また、学用品・通学用品に当たるか否かという判断ができかねる場合も多く、学校からの大変多くの問い合わせに教育委員会事務局の職員も負担感を感じています。学用品・通学用品が定額支給になることにより、学校現場、事務局職員の負担感が軽減できることから趣旨に賛同します。

○【支障事例】

本市でも岡山県同様、購入に要した実費を保護者から提出されるレシートをもとに、職員が確認後支給金額の決定をしている。

職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。

また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。例年レシートの一部または全部を紛失する保護者が多く、実際には学用品等を購入しているにも関わらず補助を受けられないケースが発生している。

就学援助費と比較した場合、就学援助費の方が支給金額が多いにも関わらず定額で支給している自治体が多く、就学奨励費だけレシートの保管・提出を求める理由が保護者へ説明しづらい。

○【現状】

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、実費支給であるため、保護者から提出されたレシートをチェックし集計して支給事務を行っている。

【支障事例】

職員はレシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者はレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。また、年度末の年間支給額集計に際しても、レシートが順次提出されるため、修正作業が何度も発生した。

○本市においても、実費支給に当たり保護者から領収書・レシートの提出を求め教職員が確認している。

特に、入学前に保護者が購入する新入学学用品費については、領収書・レシートを保管しておくよう入学前に周知する必要があり、案内のための業務が発生している。

大半の児童生徒が限度額での支給となるが、限度額を下回る児童生徒については領収書・レシートの紛失によるものが多く、支給できない旨を説明するに当たり、保護者とのトラブルとなることもあり教職員に負担がかかっている。

定額支給とすることにより、教員の多忙化解消及び住民の利便性向上につながると期待できる。

○特別支援教育就学奨励費における学用品・通学用品購入費等の支給については、実費支給(上限額あり)となっており、学校では保護者から提出されたレシート・領収書等の内容確認や集計等の事務作業が、支給可否の判断も含め、膨大となり事務負担となっている。一方、保護者においても、レシートの保管や提出手続きの煩わしさ等から、受給が可能であるにもかかわらず申請を見合わせるケースも見受けられる。また、低所得世帯の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金事業においては、学用品費等、授業料以外の教育費が定額支給で行われていることから、高校生の兄弟姉妹等を持つ保護者にとっては分かりづらい制度ともなっている。なお、ケースによっては定額支給額に見合う学用品等が児童生徒本人のために使われない懸念が想定されることから、その用途については何らかの確認が必要ではあるものの、学校において通常必要とされる学用品等については、一定程度、どの児童生徒においても必要であると思われる。こうしたことから、適切な支給限度額の検討を行ったうえで定額支給とすることは、学校はもとより保護者の負担軽減につながり、より一層、特別支援教育の普及奨励が図られる。

○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。

○現在の制度では、特別支援教育就学奨励費を支給する際には保護者が負担した金額を確認する必要があるが、保護者がレシート・領収書等金額が確認できるものを紛失していた場合、本来補助対象となるものでも補助対象とすることが出来ない。

求める措置を実現することによってこれを解消し、「教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及省令を図ることを目的とする。」特別支援学校への就学奨励に関する法律の目的に沿った取扱いになると考えられる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

126

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲

提案団体

福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。

この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。

○幼保連携型認定こども園及び保育所・・・都道府県、指定都市及び中核市

○幼保連携型以外の認定こども園・・・都道府県、指定都市

○地域型保育事業所・・・市町村

A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲されることで、市が地域の実情に応じて就学前の教育・保育環境を一体的、包括的に整備することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 35 条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、徳島県、沖縄県

○教育・保育の需要と供給は市町村の判断によるところが大きい。そのような市町村が認可することで、より合理的な判断の下で、より地域の実情に応じた園を整備できると考える。また、法人としても、協議から認

可取得までワンストップで行える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化

提案団体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。

具体的な支障事例

保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須崎市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。

○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。

○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっ

ていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。

○担当する省によって、交付率が異なって補助内示が出たこともあり、財源の不安定さが整備スケジュール等にも影響し、設置者である法人にも不安を抱かせている。

○概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに對し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。

○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑となっている。事務手続きの時期も異なることから、制度の複雑化が問題となっている。

○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。

認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。

申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。

○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。

○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。

○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。

○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。

○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要のため、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である

○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならない、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

またH29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金

の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。

○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。

○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。

○保育施設と一体的に学童保育室を整備する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども・子育て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が酷似しているものの、対象外経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。

○左記事例と同様に、補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。

○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園整備交付金は、県を経由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中で新たな整備箇所が発生する、又は工事費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算残額で執行対応できるにもかかわらず、認定こども園整備交付金では県の補正・流用などの予算措置が必要となり、すぐには対応できないといった事態が想定される。

○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にさせていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。

○都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。

また、直接補助に統一化することにより、市町村において急遽必要となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。

さらに、将来の財産処分手続きも、幼保両者が直接補助として市町から申請でき、簡便化、明確化されると考える。

○認定こども園整備交付金については、防犯対策事業のメニューが追加された際に、県予算への計上が必要であったことから、国への要望時期が遅くなった。

○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、

平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。

○ 国において、書類の統一や対象費用の按分の取扱いの明示等がされたところであるが、依然として、各省担当分の算定や関係課との整合性の確認等に時間を要している。

一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化

提案団体

福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。

具体的な支障事例

保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須坂市、山梨市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県

○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。
○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。
○当市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。
○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。
処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨いでいる状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。
来年度の無償化等に伴う事務が増えてくる為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応を

お願いしたい。

○本市においても同様に膨大な事務量となっている。

○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。

○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くある。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるような全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。

○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が賃金改善の見込みや実績を額を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。

○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。

○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直してほしい。

○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。

○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。

そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながると考える。

○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について賛成します。

○当市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。

○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。

○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。

○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。

○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。

○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。

しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村⇒都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。

特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。

また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。

事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。

また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。

○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。

○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が增加している。)

○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。

また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。

具体的な支障事例

- ・新学習指導要領により、2020 年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。
- ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。
- ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。
- ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・専門的な知識とスキルを持った人材による通年指導により、英会話など教科の領域の一部だけでなく、英語4技能(聞く・話す・読む・書く)を効率的に指導することが可能となる。
- ・教科の領域すべてを教授可能とすることで、教員の負担軽減につながる。
- ・地域人材を活用することで地域と学校が連携し、「地域に開かれた学校づくり」を推進することができる。

根拠法令等

教育職員免許法第3条の2一号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、相模原市

○専科教員は週 24 コマの授業を担当することが要件となっているが、学級数の減少等により充足することが困難なケースが散見される。また、その要件を満たすために近隣の学校を訪問しようとしても、地理的に広範囲で移動等にも時間がかかり困難な場合があり配置できない。平成32年度の全面実施を見据え、英語専科教員とチーム・ティーチング等により実践に取り組みたいが、学級担任の授業担当に制約があるため、実践研修や評価活動等を中心に英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。

○英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用する場合、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。小学校においては、英語指導の経験が豊富な学級担任が不足しており、教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

151

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

教員免許失効後の一定期間における救済措置

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。

具体的な支障事例

教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。

しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3 末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象 91,987 名、うち 201 名失効。H29.1~6 の間、公立学校で 7 名が失効(各県 HP 公表))

免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

教員の失職による教育現場への悪影響を防げる。

根拠法令等

教育職員免許法第 9 条から第 9 条の 4、第 10 条、附則(平成 19 年)第 1、2、8 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、新潟県、富山県、山梨県、多治見市、田原市、京都府、泉大津市、玉野市、徳島県、香川県、高知県、北九州市、熊本市

○非違行為等なく、何ら勤務状況に問題がない者が、更新手続を行わなかっただけで失職することは、懲戒免職者と比較して著しく均衡を失するものであり、教育現場への悪影響等も勘案し、失職の猶予等の救済措置を設けるべきである。

○制度の誤解により、免許失効・失職となった教員がいる。周囲への影響が大であることに加え、正規教員として再び復職するためには、教員採用検査を再度受検しなければならない、当該教員にとって負担が大きい。

○免許状の有効期間や延期申請の扱いが複雑で、十分に理解されていない。免許が失効すると、現職教員は失職するため、生徒や学校に多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。救済措置を設けることで、本人、教育現場への悪影響を防ぐようにしていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

一定の教員実務経験がある 60 歳以上の者の教員免許更新制の適用除外

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

一定の教員実務経験がある 60 歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。

具体的な支障事例

現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。
そのため、定年退職した元教員、近年では 70 歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。
この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

教員経験豊富な者を産育休等の代替職員として速やかに確保することができる。

根拠法令等

教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、福島県、須賀川市、横浜市、福井県、多治見市、静岡県、京都府、大阪府、泉大津市、徳島県、香川県、松山市、高知県、北九州市、熊本市

○現職教員が産育休や病気休職を取得する際に、代替教員を確保する必要があるが、最近の景気の回復傾向もあって講師を確保することが難しくなっている。

また本県では50代の教職員が4割弱で、ここ数年退職者が増加する見込みである。

経験豊かで能力のある教職員を確保するためにも、これらの退職者に対し再任用を依頼しているが、免許更新を行わない者や免許状が休眠となっている者もあり、前述の産育休などの代替教員を配置する際、支障をきたしている。

○現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。

そのため、定年退職した元教員、近年では 70 歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。

この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。

○本市でも、産育休等の代替講師の確保には苦慮しており、教員実務経験者である 60 歳以上の方を教員免許状更新制の適用対象外とすることで、今以上にスムーズな講師の確保が期待できる。

○現職教員が産育休等を取得する際、その補助教員の確保が必要となるが、特に、年度途中に教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。

そのため、定年退職した元教員、近年では 70 歳以上の者にも補助教員を依頼することが多い。しかし、これらの者の中には、退職後に、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。

この場合、補助教員候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となってくる。

○教員免許更新講習は、受講義務者である現職教員の他、過去に教員として勤務した経験のある者、教員としての採用が見込まれる者、対象施設で保育士として勤務している者等が受講できるが、これ以外の者は、更新講習を受講できない。このため、教員として任用を希望する者でも、更新講習を受講できないため任用できず、人材の確保が困難である。

○60 歳以上の実務経験豊富な教員については、免許更新制度の対象外とすることで、学校現場における人員確保が容易になる。また、更新対象者が増加している状況において、他の現職教員等がより確実に更新講習を受講できる環境が整う。

○本県では、経験豊かな退職教員の活用を図るため、マイスターバンク制度への登録を推進しているが、今後、更新手続きの煩わしさから更新をしない者が少なからず出てくることが懸念される。教員免許状が有効でなければ、産育休等の代替教員の速やかな確保が難しくなる。

○教員不足については本市も例外ではなく、教諭及び時間講師の任用も困難となっている状況である。この規制緩和により、教員不足の解消にも繋がることから、実施を希望する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

職業能力開発短期大学校から大学への編入学

提案団体

長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校教育法第 124 条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。

具体的な支障事例

- ・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。
- ・平成 26 年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について 60 単位まで認定が可能となった。
- ・しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。
- ・本県の工科短期大学校(2校)では、240 人の定員に対して博士 13 名・修士6名を含む6科合計 38 人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間 1,700 時間)を上回る授業時間(2,808 時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・職業能力開発短期大学校の進学先としての魅力向上により、地元で学び、地元の企業を知り、地元で就職する産業人材が増える。
- ・職業能力開発短期大学校において基礎技術を習得した後、大学に編入学することで、高付加価値な製品の開発に資する研究開発力を兼ね備えた人材の育成・確保が可能となり、当県のものづくり産業の持続的な発展に資する。

根拠法令等

- ・学校教育法第 124 条(他類型の学校から大学への編入学については、第 108 条第7項、第 124 条、第 132 条等)
- ・平成 26 年9月1日付け 26 文科高 421 号文部科学省高等教育局長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県

○各都道府県の職業能力開発施設はものづくりや建設業をはじめとする地域産業の人材確保・育成や流出が続く地方の若年層の地元定着に大きな機能を有している。

しかしながら、近年学歴に結びつかない等から高校卒業者の進路の選択肢として除かれ、新卒の応募者が減少する傾向にある。編入学を通じてさらに高レベルの技術・知識の習得や学歴につながる道を示すことができれば、訓練生の確保や訓練生の意欲の向上につながると思われる。

大学編入学等への道が開ければ社会人の能力開発の受け皿としても幅が広がり、リカレント教育の充実につながることも考えられる。

本県の場合、農業研修施設である農業大学校は「専修学校」となっており、今春1名が地元大学農業部の3年次編入を行い、更に、編入学の取り組みが出来るよう、大学、農業大学校ではカリキュラムのすり合わせ作業を行いなどすでに効果を上げている。

本提案を皮切りに、今後職業能力開発施設でも同様に編入学可能となれば、全国の各地方にある人材育成資源の有効活用を図り、各地域での若者定着や人材確保・育成につながる意義の大きな提案であることから賛同する。

○本県の職業能力開発短期大学校は、2年間の訓練期間により、ものづくり分野の中小企業にとって必要な、研究・開発部門と生産部門の双方の立場を理解できる実践的な技術者を育成するカリキュラムとなっている。

訓練生の適性によっては、卒業後に、上級学校での研究・開発部門に係る修学の道を選択肢の1つとして確保する必要がある。

現状では、職業能力開発促進法で規定している職業能力開発大学校の応用課程(2年課程・全国10校)へ応募が可能であることのみで、一般的な大学への編入は認められていない。

職業能力開発短期大学校の卒業生についても一般大学への編入を可能とさせ、当該短期大学校の魅力を向上させることにより、本県のものづくり人材確保・育成に繋げていく必要がある。

○本県の工科短期大学校においても、以前、九州工業大学修士課程等への進学を考えた学生が、九州職業能力開発大学校応用課程を經由し修士課程へ進学をした経緯がある。編入学が可能となれば、学士修得段階から、修士課程における研究に直結する高度な教育を受けられ、大きな教育効果が期待できる。

○本県では、2021年4月の開校を目指し、職業能力開発短期大学校の設置を進めており、学び続けたい学生への支援策も検討している。短期大学校修了生が、大学の3年に編入することが可能となれば、短期大学校の存在価値や修了生の進路選択の自由度に大きく寄与する。今後、ますます進む技術革新に対応できる、より高度な技術・技能を持つ人材は、我が国のものづくりを支える貴重な戦力となる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とすること。

具体的な支障事例

法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。

なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

解散手続の簡素化及び金銭的負担の軽減、不活動宗教法人の法人格整理の推進に資する。

根拠法令等

宗教法人法第49条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、石川県、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

○本県においても、所轄の宗教法人から解散についての相談を年数件受けているが、清算時の官報公告に係る費用について説明すると、どの法人も手続を進めることに難色を示す。そのため、相談を受けた後解散に着手する法人は少ない。

解散を要する法人の多くは資力に乏しく、解散に係る費用を清算人となった代表役員個人が支弁せざるを得ない場合もあるため、費用負担の軽減は喫緊の課題と考える。

また、本県においては官報公告を取り扱う事業所が一つしかなく、遠方に所在する法人の負担となるため、公告回数を減らすことで事務負担の軽減を図る必要がある。

○本県においても、近年、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。こうした中、官報公告を3回行うことは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、不活動状態の解消が進まない一因となっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。

一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。

一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。

具体的な支障事例

施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。

保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともにスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができ、待機児童の解消に寄与することもできる。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

○当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。

○当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。

○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。

○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならない事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考えます。

○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。

○1つの認定こども園の改修・改築に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。

○概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることにに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。

○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。

認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。

申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。

○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。

○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。

○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。

○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。

○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいこと

に加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である

○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。

○本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。

○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。

○保育部分は厚生労働省の保育所等整備交付金、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金に分ける必要があることで、算定に時間を要し、事務量が倍となり事務に負担を強いている。また、それぞれの省庁の予算状況により一方の交付金額に圧縮がかかることもあり、財源が不安定で、各園の工事規模によって圧縮した補助額を按分する必要があるなど、さらに事務を複雑にする要因となっている。

○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。

○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。

○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人

に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。

○本県においても、当該業務に関し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。

○同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。

また、それぞれで異なる取り扱いがなされるため、財産処分についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまう。

都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。

また、直接補助に統一化することにより、市町村において急遽必要となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。

さらに、将来の財産処分手続きも、幼保両者が直接補助として市町から申請でき、簡便化、明確化されると考える。

○当県においても、1号認定の定員が増加しないことから保育棟の増築部分が認定こども園整備交付金の対象とならず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。

○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方向的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化

提案団体

九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成 29 年 12 月 26 日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な額を交付してしまう事態を防ぐことができる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島市、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、熊本市、宮崎市

○当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。

○本市においても一昨年度同様の事案が発生しており、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金制度の一本化を求める。

○当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町

村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。

○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。

○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならないと事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考えます。

○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。

○概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることにに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。

○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○本市においても、申請に係る事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な補助金額となる事態を防ぐことができる。

○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。

認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。

申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。

○認定こども園施設整備交付金の申請にあたり、厚労省と文科省に分けて申請するため、事業費を面積按分しなければならないほか、竣工時の建築確認検査等において建築面積が当初から変更となる場合、再度事業費を按分し変更申請等をする必要があり、施設設置者及び市における事務処理が煩雑になっている。

○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。

○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。

○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。

○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である

○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならない、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

またH29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具

体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心子ども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

○認定子ども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定子ども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。

○本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。

○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。

○本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定子ども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

○幼保連携型認定子ども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。

○認定子ども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定子ども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

○幼保連携型認定子ども園の整備について、文科省が所管する認定子ども園施設整備交付金と厚労省が所管する保育所等整備交付金の2つの交付金を受ける手続きを行っているが、申請を2省庁にそれぞれ行わなければならないこと、同一の事業であるにも関わらず、定員や整備面積に応じて複雑な按分計算を行わなければならないこと等、事務の煩雑さに苦慮している。

また、協議や交付申請の時期もそれぞれであり、双方の内示や交付決定が揃わなければ、事業が進捗できない等の問題もあるため、市のみならず、事業者においてもスケジュール管理に支障をきたしている。

○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。

○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定子ども園創設事業において、認定子ども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

288

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人法第22条に定める「役員の欠格」条項に、「暴力団員等」(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)についての規定を設けること。

具体的な支障事例

法定受託事務として都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の設立認証や規則変更認証等を行っている。

設立認証を行う際、役員が宗教法人法第22条の欠格要件に該当しないことを確認しているが、暴力団員等については、欠格要件に含まれていないため排除することが出来ない。

【支障事例】

・宗教法人は、宗教活動のほかに同法第6条において公益事業を行うことができるとされ、同事業に関し、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の趣旨に反し、暴力団その他の活動のための資金とする蓋然性がある。

・宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益財団法人及び公益社団法人があるが、同法においては、上記理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、宗教法人においては、それが出来ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。

根拠法令等

宗教法人法第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県

○当団体では、「暴力団排除条例」の施行のもと、事務事業から暴力団を排除する方針を打ち立てているなど、

全庁をあげて暴力団対策に取り組んでいる。宗教法人の組織運営において、特に事業活動を展開するうえで、反社会的勢力である暴力団を排除することは、宗教活動の適正な運営に資することから、制度改革が望ましいものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

295

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園に係る施設整備財源の一元化

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改革の経緯】

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園（保育所は委託）という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。

【現状】

現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。

【制度改革による効果】

自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりイニシャルコストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。

根拠法令等

児童福祉法第 56 条の 4 の 3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

○当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。

○当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。

○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。

○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならない事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考ええる。

○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。

このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。

また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○認定こども園整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。

○概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。

○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。

○H29年度の認定こども園整備事業(防犯対策事業)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後も、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが想定される。

○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。

○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。

○本県でも当該提案と同様の提案をしている。

(文部科学省、厚生労働省双方に事務執行をしなくてはならない支障は生じている。)

○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。

○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。

○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。

このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。

また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や採択される時期が各省によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要のため、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である

○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

○【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続が生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。

○本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。

○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。

○補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

○本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続が必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。

○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要

があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。

○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。